議案第32号

山陽小野田市児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について山陽小野田市児童クラブ条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月19日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市児童クラブ条例の一部を改正する条例 山陽小野田市児童クラブ条例(平成17年山陽小野田市条例第112号)の 一部を次のように改正する。

第2条の表山陽小野田市埴生児童クラブの項中「1996番地」を「275 番地」に改める。

附則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第32号参考資料

山陽小野田市児童クラブ条例新旧対照表

改正後		改正前		
(名称及び位置)		(名称及び位置)		
第2条 児童クラブの名称及び位置は、次のとおりとす		第2条 児童クラブの名称及び位置は、次のとおりとす		
る。			る。	
名称	位置		名称	位置
(略)	(略)		(略)	(略)
山陽小野田市埴	山陽小野田市大字埴生275番地		山陽小野田市埴	山陽小野田市大字埴生1996番地
生児童クラブ			生児童クラブ	
(略)	(略)		(略)	(略)